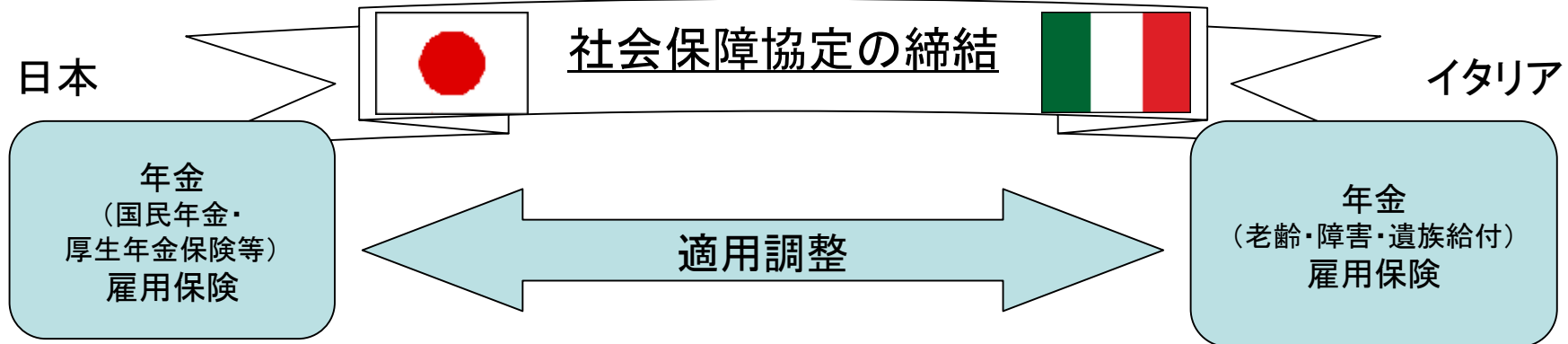


日・イタリア社会保障協定

●現在、日・イタリア間で一時的に派遣される駐在員等は、日・イタリア両国の年金制度及び雇用保険制度への加入が義務付けられており、両国で社会保険料の負担が生じている。 → **二重加入の問題**

(日本人を含むEU域外の国民は、イタリアの年金の最低加入期間を満たしていない場合でも、65歳以降にそれまで納付した年金保険料に応じた額の年金を受給できるため、いわゆる「年金保険料の掛け捨て」の問題は生じない。)

企業・駐在員等の双方に大きな負担 → 両国間の人的交流及び経済交流の増進にマイナス



- 年金制度については、原則として就労地国の年金にのみ強制加入。派遣期間が5年以内の駐在員等は派遣元国の年金にのみ強制加入することを基本。
- 雇用保険制度については、派遣期間5年以内の駐在員等は、派遣元国の雇用保険にのみ強制加入することを基本。

→ **二重加入の問題の解消**

企業・駐在員等の双方の負担の軽減 → 両国間の人的交流及び経済交流の一層の促進

☆社会保障協定締結済みの国 独・英国・韓・米国・ベルギー・仏・加・豪州
☆署名済みの国(発効に向けた準備中) オランダ・チェコ・スペイン
☆交渉中・当局間協議中の国 アイルランド・ハンガリー・スウェーデン・スイス